

令和3年第11回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年10月13日（水） 午前10時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2B・2C

3 出席委員 16名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠席委員 4名

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第80号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第81号 競売公売買受適格者の証明について
- 議案第82号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第83号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
- 議案第84号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 議案第85号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について
- 議案第86号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について
- 報告第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消について
- 報告第13号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農林水産課

主任 山田 竜太郎

(開会時刻 午前 10 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 3 年第 1 1 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 16 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4「議事録署名者の指名及び書記の指名」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、15 番 柳原委員、16 番 白戸委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、農林水産課の山田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和3年9月28日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、鳴海和実推進委員と事務局であっせんにあたりました。

あおもり農業支援センター事業4件を適正に処理したことを報告いたします。

令和3年9月10日午後3時50分から、乗田栄一委員、佐藤善一委員、小笠原進委員で五所川原市川山の登記官照会1件。

令和3年10月8日午前9時30分から、森会長、高橋誉一推進委員で五所川原地区の5条転用2件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第80号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第80号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転5件です。

2ページをご覧ください。

- 1番 大字小曲字枝村、田3筆、合計3,514㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額3,000,000円の有償移転です。

- 2 番 大字鶴ヶ岡字唐橋、田 1 筆、203 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,750 円の有償移転です。
- 3 番 大字松野木字福泉ほか、畑 3 筆、合計 2,984 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 76,000 円の有償移転です。
- 4 番 金木町嘉瀬駒留、田 1 筆、614 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 122,800 円の有償移転です。
- 5 番 金木町嘉瀬駒留、田 1 筆、19 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 5,000 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相
当であると判断されます。

議 長 議案第 80 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 80 号について原案
のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 80 号について原案
のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第 8 1 号「競売公売買受適格者の証明について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

4 ページをご覧ください。

議案第 8 1 号、競売公売買受適格者の証明について。

農地法第 3 条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明の提出があったので審議を求めるものです。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。

件数 1 件、大字梅田字八橋、畑 1 筆、7 8 2 m²

最低公売価格は 104,000 円で所有者、願出人は記載のとおりです。

入札期間は、令和 3 年 1 1 月 9 日から 1 6 日まで、願出人の耕作面積は、15,638 m²で、労働力の状況は、男 1 人、女 3 人です。

競売物件について、利用権設定はございません。

願出人の確保している農業用機械は、トラクター 1 台、スプレーヤー 1 台、農業用自動車 2 台、年間の従事日数は、1 8 0 日、買受地は樹園地のためりんごを継続します。以上、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。

議 長

議案第 8 1 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(な し)

議 長

ご質問がないようですので、議案第 8 1 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第81号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第82号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 5ページをご覧ください。

議案第82号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、使用貸借権1件、貸借権設定1件です。

6ページをご覧ください。

1番 大字松野木字福泉、畑2筆、合計484㎡

貸渡人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅の建築です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約4kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。

借受人は、現在おいらせ町に在住していますが、両親が高齢となり、退職後は両親の事も心配なため、実家近くに住みたいと考え、居宅新築を計画し土地を探したが条件に合う土地が無かったことから父の所有する農地を借入れるため申請に至りました。転用面積は一般個人住宅の目安となる500㎡以内であり、土地利用計画については、北側は宅地、東、南側は農地、西側は道路であるが、法面整形し、

法面を保護するため近隣の農地への被害を及ぼさないようにします。以上のことから周辺農地に影響がないこと、資力・信用も問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 大字小曲字枝村、田 1 筆、2,319 m²のうち 116.49 m²
貸渡人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は一時的な転用の資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から北西へ約 2.1 k m に位置し、良好な営農条件を備えている農地でその規模が 10ha 以上であるため第 1 種農地と判断されます。

借受人は、線路工事業を営んでおり、J R 五能線より有道床化工事を行うため、条件に合う土地を探したが申請地は工事現場に近く、仮設資材置場及び作業スペースとして一時転用するため今回の申請に至りました。北は線路、西は農道、東、南は農地であるが、工事による雑排水は発生しないため周囲の農地に被害が及ばないものと考えられます。土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、7 ページをご覧ください。

議 長 議案第 8 2 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 8 2 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 8 2 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして議案第 8 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定について」を議題といたします。参与より説明をお願いします。

参 与 8 ページをご覧ください。

議案第 8 3 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 3 8 件、所有権移転 6 件です。

9 ページ、番号 1 番から 2 8 ページ 3 8 番までの利用権設定 3 8 件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

2 9 ページ、番号 1 番から 3 1 ページ 6 番までの所有権移転 6 件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第 8 3 号についての説明が終わりました。
閲覧時間を 5 分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5 分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、議案第 8 3 号の 1 番から 4 番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 8 3 号の 1 番から 4 番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 8 3 号の 1 番から 4 番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定 1 番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 3 番小笠原委員には退席をお願いいたします。

小笠原委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご意義がないようですので、利用権設定 1 番について原案のとおり決定いたします。

1 3 番 小笠原委員の入室を許可します。

つづきまして、利用権設定 2 番については私に関する案件ですので、「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」により立ち会うことができないことから退席いたします。議事進行は小山内職務代理者にお

願いいたします。

(議長交代)

森 会長 (退 席)

小山内職代 それでは、ご質問がある方は願いいたします。

委 員 (な し)

小山内職代 ご質問がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

小山内職代 ご意義がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定いたします。

森 会長の入室を許可します。

(議長交代)

議 長 つづきまして、利用権設定3番・4番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番小山内職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方は願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定3番・4番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定3番・4番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内職務代理者の入室を許可します。

つづきまして、議案第84号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 (議案説明)

32ページをご覧ください。

議案第84号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件。

1番 農地の所在は、大字川山字森内、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第84号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第84号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第84号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第85号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題

といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 33 ページをご覧ください。

議案第85号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の指定について」、農地法第3条第2項第5号の規定の適用を受けるため、下記のとおり別段の面積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求める。申請件数1件

1 番 農地の所在は大字俵元字松代ほか2筆、地目は畑、所有者、願出人は記載のとおりです。

「五所川原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、申請書の提出があった、五所川原東地区は、遊休農地が相当程度存在し今後も増加することが予想され、当該区域の位置及び規模からみて別段面積を引き下げた場合においても、区域内及び周辺の農地等の効率的な利用に支障を来たすおそれがなく、新規就農者等の受入れを促進するため、空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を1㎡とし、区域は五所川原東地区と設定したいので、承認を求めるものです。

議 長 議案第85号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第85号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第85号について原案

のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 86 号「空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の解除について」を議題といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 34 ページをご覧ください。

議案第 86 号「空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積及び区域の解除について」、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定の適用を受け、下記のとおり別段の面積及び区域の指定を受けた農地について、区域の指定を解除申請書の提出があったので審議を求めるものです。

解除件数 2 件です。

1 番 農地の所在は金木町神原小泉、地目は畑、所有者は記載のとおりです。

2 番 農地の所在は金木町芦野、地目は畑、所有者は記載のとおりです。

空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を 1 m²に金木地区を指定しましたが、令和 3 年 8 月 10 日、農地法第 3 条許可申請書の提出があり承認されたため、解除するものです。

議 長 議案第 86 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 86 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 8 6 号について原案
のとおり決定いたします。

以上、議案 8 0 号から議案第 8 6 号まで全ての審議が終
了いたしました。

(暫時休憩)

(休憩終了)

議 長 事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午前 1 0 時 2 5 分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長

(柳原 一夫)

1 5 番 委 員

(白戸 裕丈)

1 6 番 委 員
